

西之表市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年2月5日

西之表市監査委員 日高 研一
西之表市監査委員 田添 辰郎

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

この監査は、西之表市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

3 監査の対象

（1）対象部局

会計課、総務課、企画課、市民生活課、財産監理課、地域支援課、税務課、健康保険課、高齢者支援課、経済観光課、農林水産課、建設課、水道課、福祉事務所、教育総務課、学校教育課、社会教育課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局

（2）対象範囲

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から実施した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、確認等を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、昨年度の定期監査における意見・要望事項に対する対応状況、例月現金出納検査における歳入歳出の伝票検査において疑義があった事項、随意契約の理由及び適用条項については重点項目とした。

6 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所

監査委員室（工事実地監査については、施工場所）

（2）実施日程

書類等監査 令和7年10月27日から令和8年1月30日

各課等ヒアリング 令和7年11月17日、19日、20日、25日

※各課等ヒアリングの詳細は別表のとおり。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関

係諸帳簿、証拠書類等との照合、確認等を行ったところ、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に注意・改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望として記載した。

については、これらを真摯に受け止め、引き続き、事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行うことを望むものである。

【意見・要望】

(1) 予算執行について

歳入歳出の予算執行は、おおむね適正に処理されているものと見受けられたが、未執行あるいは執行率が低いものについては、計画的な執行を心掛けられたい。

(2) 支出負担行為について

補助金の支出に係る支出負担行為において、本来整理すべき時期になされていないものが見受けられた。支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為を指し、法令又は予算の定めるところに従って、これを実施しなければならないとされており、その整理すべき時期については西之表市会計規則において定められているところであり、補助金については交付決定の際に行うものとされている。支出負担行為の意義は、債務を確定する時点において未払金の把握と支出経理の基礎を明確にし、予算の執行を統制しようとするものであり、支出負担行為を整理する時期には重要な意味があることから、遅滞、失念することなく、支出負担行為として整理する時期に支出負担行為決議書を起票されたい。

(3) 契約事務について

ア 契約書を作成する場合、西之表市契約規則（昭和51年西之表市規則第9号）第28条第2項の規定により、「契約保証金」に関する事項については必要的記載事項とされているが、当該事項を記載していない契約書が見受けられた。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額随意契約については、同項第3号及び第4号に該当する場合を除き、第1号の要件に該当する場合においては、第2号以下の要件について判断する必要はなく、第1号の規定に基づき規則で定められた金額を超える場合についてのみ、第2号以下（第3号及び第4号を除く。）の規定により随意契約を行うこととされている（地方財務実務提要参照のこと）。

特に、第1号の要件に該当し、かつ、1者から見積書を徴したもの（いわゆる1者随契）について、随意契約理由書中「随意契約によることとした理由」欄に、第2号に該当する旨を記載している事例が見受けられたので、1者随契の場合でも、第1号の要件に該当する場合については、財産監理課がネットフォルダに掲載している随意契約理由書の記入例や平成25年4月11日付け財産監理課長通知文を参考に適切に記載されたい。

ウ 随意契約において、予定価格調書を作成されていない契約が見受けられた。西之表市契約規則の規定によると、予定価格調書の作成が省略できるのは、原則として、30万円未満のものに限られることから、今後、契約を行うに当たっては、注意されたい。

エ 随意契約の理由については、第三者が納得できる合理的理由（経済性、緊急性、技術面）が不可欠であり、単に、「業務等に精通している」「納入実績がある」等を

理由に随意契約とすることは適切ではない（西之表市随意契約ガイドライン「3 随意契約の注意事項」等参照）とされている。

特に、1者随意契約については、当該相手方でしか対応できない理由が明確にされていなければならないところ、随意契約理由書において「過去に納入の実績がある」等の理由しか記載されていない事例が見受けられたことから、他に選定可能な業者や対応可能な業者がないこと等の理由を明記するよう努められたい。

なお、上記イ及びウについては、令和6年度定期監査における意見・要望事項としても記載していたところであり、改めて注意されたい。

(4) その他

定期監査や例月現金出納検査時における歳入歳出の伝票検査において決裁文書を閲覧した際、緊急性があると認められない場合でも代決により処理されている事例が見受けられた。代決については、西之表市事務決裁規程第4条第1項において、「代決者は、事務の重要度及び緊急度を考え、緊急に実施する必要がないと認められるものは、これを保留し、上司の指揮を受けるものとする。」と定められていることから、再度、代決の在り方については留意されたい。

また、過去には、決裁欄に「後閲」と記載し、事後に本来の決裁権者により決裁されている事例が見受けられたが、西之表市事務決裁規程第4条第2項本文の規定には、「代決者は、代決した事務の関係書類を上司の登庁後直ちに閲覧に供するものとする。」と定められていることから、決裁欄には代決者が押印した上で、枠外にでも「後閲」と記載の上、決裁権者が閲覧の上、押印されるのが本来の趣旨と考えられことから、併せて代決の在り方について再度、確認をされたい。

別表

令和7年度定期監査各課ヒアリング日程

期日	対象部局等
令和7年11月17日	水道課、会計課、福祉事務所 議会事務局、社会教育課、教育総務課
令和7年11月19日	学校教育課、総務課、選挙管理委員会、税務課 財産監理課、市民生活課、経済観光課
令和7年11月20日	地域支援課、農業委員会 農林水産課、高齢者支援課
令和7年11月25日	健康保険課、建設課、監査委員事務局 企画課 工事実地監査 農林水産課 ・令和6年度農地・農業用施設災害復旧工事 78-1009号 深川3地区（繰越） 水道課 ・令和7年度阿曾浄水場水質計器更新 建設課 ・近政上之原線外3路線道路橋梁維持工事（繰越）

（提出を求めた書類一覧）

- ① 業務概況（上半期）について
 - ② 歳入歳出予算執行状況
 - ③ 契約執行状況（物品【30万円以上】）
 - ④ 契約執行状況（修繕、委託、賃貸借その他の契約【30万円以上】）
 - ⑤ 契約執行状況（工事）
 - ⑥ 負担金・補助金・交付金等執行状況
 - ⑦ 精算状況明細表（資金前渡の精算状況）
 - ⑧ 切手等受払状況
 - ⑨ 時間外等勤務（時間数）状況
 - ⑩ 事務分担表
 - ⑪ 契約関係書類一式
 - ⑫ その他上記以外の調書類等で各課において監査委員に説明が必要なもの
- ※水道課については、上記のうち⑦を除く。